

○関西学院大学特定プロジェクト研究センター制度に関する規程

2004年7月9日

理事会承認

(目的)

第1条 本制度は、本学教員によるプロジェクト型研究活動により、学際的・革新的共同研究を推進し、研究成果を社会に還元し社会貢献に資することを目的とする。

(設置)

第2条 本大学に前条を目的とする研究組織として、個々の研究プロジェクトごとに当該プロジェクト名を冠した研究センターを置くことができる。なお、これらを総称して関西学院大学特定プロジェクト研究センターと呼ぶ。

(事業)

第3条 各研究センターは第1条の目的を達成するために、次の事業を行うことができる。

- 1 研究及び調査
- 2 研究及び調査の成果の発表
- 3 研究会、講演会、シンポジウム、講習会等の企画及び開催
- 4 大学院学生の研究支援
- 5 その他研究センターの目的達成に必要な事項

(設置手続)

第4条 各研究センターの設置は、研究代表者（本学専任教員）からの申請に基づき、研究推進委員会の議を経て、学長が決定する。

- 2 各研究センターは、4人以上の本大学専任教員等により構成されるものとする。
- 3 各研究センターの設置期間は3年以上5年以内とする。なお、研究推進委員会の議を経て、1回に限り更新を妨げない。
- 4 この規程に定めるものの他、設置、運営、廃止等に必要な事項は、別に定める。

(施設)

第5条 各研究センターは、研究代表者の研究室または大学が承認した施設等に期限付で置くものとする。

(センター長)

第6条 各研究センターにセンター長を置く。

- 2 各研究センター長は、当該研究センターの事業を統括し、研究センターを代表する。
- 3 センター長の委嘱は学長が行う。センター長は研究代表者が兼ねることを原則とする。

- 4 センター長の任期は当該研究センターの設置期間とする。
- 5 センター長は他の研究センターのセンター長を兼ねることはできない。

(センター副長)

第7条 各研究センターにセンター副長を置くことができる。

- 2 センター副長は、センター長の指名により任命する。
- 3 センター副長の任期はセンター長の任期に従う。
- 4 センター副長は、センター長の命を受けて、研究センターの業務を掌握し、センター長が欠けた時は、その職務を代行する。

(研究員)

第8条 各研究センターに研究員を置く。

- 2 研究員は当該研究センターが設置する研究プロジェクトに参加する本学専任教員をもってこれにあてる。
- 3 研究員の委嘱は申請書類に基づき研究推進委員会の議を経て、学長が行う。

(客員研究員)

第9条 各研究センターの事業実施上必要と認められるときは、学外の研究者を客員研究員として委嘱することができる。

- 2 本学の客員教員も研究センター客員研究員として委嘱することができる。
- 3 客員研究員の委嘱は申請書類に基づき研究推進委員会の議を経て、学長が行う。
- 4 客員研究員に関する細目は別に定める。

(研究支援者)

第10条 各研究センターの事業実施上必要と認められた場合には、研究支援者を置くことができる。

- 2 研究センターにおける研究支援者に関する細目は別に定める。

(活動報告及び廃止)

第11条 センター長は、毎年5月末に前年度のプロジェクト研究に係る活動報告書を作成し、学長に提出しなければならない。

- 2 活動内容が著しく停滞しており、その改善が見込めない場合は、学長の判断により設置申請期間に拘らず当該研究センターを廃止することができる。
- 3 前項の廃止は、研究推進委員会の議を経て学長が決定する。

(研究成果の発表および評価)

第12条 各研究センターは、研究成果を論文発表または出版物の刊行をもって社会に公開

するものとする。

- 2 各研究センターは、設置期間の終了時及び更新時に、次項に定める評価委員会による評価を受けるものとする。
- 3 評価委員会は研究推進社会連携機構長、研究推進社会連携副機構長および研究推進委員会が指名する者で構成する。
- 4 規程第4条第3項に定める各研究センターの更新の可否は、評価委員会の評価結果を基に研究推進委員会の議を経て学長が決定する。

(主管事務)

第13条 この規程に関する事務は、研究推進社会連携機構事務部において行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、研究推進委員会の議を経て大学評議会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、2004年（平成16年）7月9日から施行する。
- 2 この規程は、2007年（平成19年）4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、2012年（平成24年）4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、2015年（平成27年）8月1日から改正施行する。